

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

規則  
○福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

## 規則

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第四十号

#### 福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築士法施行細則（昭和二十五年福島県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに相当する書類）及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百二十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改め、同条第二項中「貼付」を「貼付」に改める。

第五条第一項中「貼付」を「貼付」に改める。

第六条第一項中「第三号に掲げる場合」を「第二号」に改め、同条第四項中「第九条第一項」を「第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第二項」に改め、「場合においては」の下に、「当該二級建築士又は木造建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八

条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならない。  
第七条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。  
第九条の十第一号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。  
第九条の十一中「第九条第一項」を「第九条第一項若しくは第二項」に改める。  
第二十三条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に、「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。  
第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第1条関係)

二級建築士免許申請書  
木造

〔記入上の注意〕数字は算用数字を用い※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、試験欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

福 島 県  
収 入 証 紙

消印しないで  
ください。

私は 二級 建築士の免許を受けたいので本籍の記載のある住民票の写しを添え申請します。  
木造  
私は下記事項が真実でかつ正確であることを誓います。 年 月 日

福島県知事 氏名.....(署 名)

氏 名	生年月日	年 月 日	写 真	
本 籍	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	1 縦4.5cm、横3.5cmの 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入して のりで貼り付けてくだ さい。	
現 住 所	二級 建築士試験に合格した時期 年		2 貼付した写真は、免 許証に転写されます。	
試 験	合格証書 日 付	年 月 日	合格証書 番 号	第 号

1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある  ない   
あるときはその罪及び刑  
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日  
年 月 日

2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた  
ことがありますか。 ある  ない   
あるときはその罪及び刑  
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日  
年 月 日

3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は  
木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある  ない   
取り消されたことがあればその年月日 年 月 日

4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士  
法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消  
されたことがありますか。 ある  ない   
業務の停止の処分を受けたことがあるときはその停止の期間  
年 月 日から 年 月 日まで

5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な  
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい  いいえ

※ 審 査	建設事務所				本 庁				※ 經由庁記載欄 責任者(職氏名)
	手数料	写真 真合	住 照 民 票 合	合 照 格 証 合	欠 審 格 査	副 審 申 査	名 登 簿 録	免 発 許 証 行	

※登録番号 年 月 日 ※登録年月日 年 月 日 ※受付番号

備考 日本の国籍を有しない者は、本籍の記載のある住民票の写しに代えて、これに相当する書類を添付すること。

## 附 則

- 1 この規則は、令和元年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県建築士法施行細則第一号様式による申請書は、改正後の福島県建築士法施行細則第一号様式による申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県建築士法施行細則第一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(建築指導課)